

1 学校規模、配置に対する基本的な考え方	
意見等	市の考え方
① 新学習指導要領（2021 年度～）とあるが、小学校は 2020 年～、中学校は 2021 年～全面实施となる。（P 1・8 行目） ② 文言の整理 ・「学校の再編成」→「<u>小中学校の再編成</u>」（P 2・3 行目） ・「教育委員会が述べる小中一貫教育及び一定の学校規模の確保について、本審議会においても必要であると考え。」（P 2・7 行目） ↓ 「教育委員会が述べる小中一貫教育の<u>推進</u>及び一定の学校規模の確保、<u>特色を生かした教育環境づくりを柱に本審議会においても実現をめざすべきと考える。</u>」 ・「本市における学校の規模及び配置については、小学校における適正規模の学級数を」（P 2・8 行目） ↓ 「本市における学校の規模及び配置の<u>長期的課題</u>については、小学校における適正規模の学級数を」 ・「その中学校 4 校を中心として小中一貫型小学校・中学校を設置できるように学校の再編成を進めるべきものとする。」（P 2・11 行目） ↓ 「その中学校 4 校を中心として小中一貫型小学校・中学校を設置できるように<u>短期的課題・中期的課題を踏まえて段階的に学校の再編成を進めるべきものとする。</u>」	① 新学習指導要領（小学校 2020 年度～、中学校 2021 年度～）に修正する。 ② 左記のとおり修正する。 左記のとおり修正する。 左記のとおり修正する。 左記のとおり修正する。

・「自分たちの学校として誰もが親しみを持つことができるよう魅力ある新たな学校として」（P 2・19 行目） ↓ 「自分たちの学校として誰もが親しみを持つことができるよう<u>地域の特色を生かした</u>魅力ある新たな学校として」	左記のとおり修正する。
3 学校の再編成について	
意見等	市の考え方
① 前回の審議会及び南河原中での説明会において、意見があった北河原小学校の再編内容が当初の答申案と変更がないのはなぜか。 ② 「埼玉中学校を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設隣接型）」を削除しているが、計画の図と一致しなくなる。 （P 7・6 行目）	① 市全体の学校再編成の推進及び小中一貫教育の推進に際しては、本来の通学区域である中学校区を基本とし、段階的に進めていくこと、また、過小規模校の解消が喫緊の課題であることから、北河原小学校は見沼中学校区として再編成を進めることとした。北部地域全体で一度に再編成ができれば理想的だが、施設収容の課題もあり、段階的な計画としたところである。 意見にあった共同事業等についても、南河原小学校と行っているものと須加小学校と行っているものとそれぞれあり、見沼中学校区での再編成のみならず、その先に北部地域全体での再編成も予定することから、必要に応じた交流事業は継続する必要があると考えている。 なお、北河原小学校の在校生については、南河原中学校への選択も検討する。 ② 他地区の小中一貫型小学校・中学校の設置と合わせ、長期的課題に記載する。

③ 文言の整理

- ・「なお、小中一貫型小学校・中学校については、様々な形態を検証したうえで、設置を検討されたい。」（P 3・16 行目）

↓

「なお、北部地域の見沼中学校区義務教育学校（施設等一体型）、南河原中学校区小中一貫型小学校・中学校（施設等分離型）を短期的な課題として早期に開設して検証し、中期的課題・長期的課題の小中一貫型小学校・中学校の設置を段階的に検討されたい。」

- ・「北部地域義務教育学校区」（P 4・8 行目）

↓

「北部地域義務教育学校 （施設等一体型） 区」

- ・「東部地域小中一貫型小学校・中学校」（P 4・10 行目） ↓

「東部地域小中一貫型小学校・中学校 （施設等分離型）」

③

施設の他、経営面等を含めるとしているが、計画案に示した施設形態の用語（施設一体型）及び（施設分離型）を引用し、下記のとおり修正する。

「なお、北部地域の見沼中学校区義務教育学校 （施設一体型）、南河原中学校区小中一貫型小学校・中学校 （施設分離型） を短期的な課題として早期に開設して検証し、中期的課題・長期的課題の小中一貫型小学校・中学校の設置を段階的に検討されたい。」

施設の他、経営面等を含めるとしているが、計画案に示した施設形態の用語（施設一体型）を引用し、下記のとおり修正する。

「北部地域義務教育学校 （施設一体型） 区」

最終的な枠組みにおいての施設形態は未定のため、北部地区以外は記載しないものとする。